

平成29年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

H30 監 監 第 683 号

平成 30 年 8 月 22 日

仙台市長 郡 和 子 様

仙台市監査委員	寺 田 清 伸
同	須 藤 裕 州
同	倉 林 千枝子
同	赤 間 次 彦

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

平成29年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

健全化判断比率審査

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

資金不足比率審査

第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 資金不足比率の状況	8
(1) 下水道事業会計	8
(2) 自動車運送事業会計	8
(3) 高速鉄道事業会計	9
(4) 水道事業会計	9
(5) ガス事業会計	10
(6) 病院事業会計	10
(7) 中央卸売市場事業特別会計	11
(参考)算定式及び用語の説明	12

平成 29 年度決算に基づく仙台市健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 8 月 1 日から同年 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

下の表に記載のとおり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 29 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	16.25 %
実質公債費比率	9.3 %	8.2 %	25 %
将来負担比率	108.5 %	101.1 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第5 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率)} \quad [\text{---}] = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \quad [\text{---}]}{\text{(標準財政規模)} \quad 274,096,100 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は 3,642,500 千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度 3,310,486 千円に比べ 332,014 千円増加している。これは、一般会計の実質収支額が増加したこと等による。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	28年度	29年度	増 減
歳入総額 ①	620,417,566	647,802,608	27,385,042
歳出総額 ②	605,836,440	631,871,686	26,035,246
歳入歳出差引額 ③=①-②	14,581,126	15,930,922	1,349,796
翌年度に繰り越すべき財源 ④	11,270,640	12,288,422	1,017,782
一般会計等実質収支額 ③-④	3,310,486	3,642,500	332,014

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [} \text{---} \text{]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [} \text{---} \text{]}}{\text{(標準財政規模)} 274,096,100 \text{ 千円}}$$

連結実質収支額は 41,651,524 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであり、連結実質収支額は前年度 42,544,466 千円に比べ 892,942 千円減少している。これは、水道事業会計の資金剰余額、介護保険事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計の実質収支額が増加したものの、ガス事業会計及び病院事業会計の資金剰余額が減少したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実質収支額又は 資金不足額・剰余額		増 減	
		28年度	29年度		
一般会計等		3,310,486	3,642,500	332,014	
一般会計		3,256,484	3,583,645	327,161	
一般会計等に属する特別会計	都市改造事業特別会計	0	0	0	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
	公債管理特別会計	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
	新墓園事業特別会計	54,002	58,855	4,853	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	3,019,055	3,373,154	354,099	
	駐車場事業特別会計	3,242	7,749	4,507	
	介護保険事業特別会計	1,963,847	2,649,385	685,538	
	後期高齢者医療事業特別会計	53,540	72,224	18,684	
公営企業会計	法適用企業	下水道事業会計	10,986,850	10,316,636	△ 670,214
		自動車運送事業会計	△ 392,937	△ 634,971	△ 242,034
		高速鉄道事業会計	0	270,194	270,194
		水道事業会計	14,435,003	15,363,165	928,162
		ガス事業会計	5,243,594	3,684,532	△ 1,559,062
		病院事業会計	3,921,786	2,906,956	△ 1,014,830
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		42,544,466	41,651,524	△ 892,942	

※中央卸売市場事業特別会計においては解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足は生じなかったため0としている。

※国の予算を貸付原資とする母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計における剰余金は、翌年度の貸付財源とするために事業繰越として取り扱うことから、実質収支額が0となっている。

(3) 実質公債費比率

平成 27 年度 (実質公債費比率) = 9.03414%	$\frac{(35,687,820 \text{ 千円} + 31,984,791 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(13,207,547 \text{ 千円} + 36,340,774 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{236,960,836 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{36,340,774 \text{ 千円}}$
平成 28 年度 (実質公債費比率) = 9.61194%	$\frac{(36,458,668 \text{ 千円} + 32,305,314 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(13,397,898 \text{ 千円} + 35,939,750 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{238,045,947 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{35,939,750 \text{ 千円}}$
平成 29 年度 (実質公債費比率) = 6.04107%	$\frac{(32,494,653 \text{ 千円} + 32,474,030 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(15,063,108 \text{ 千円} + 35,491,300 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{274,096,100 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{35,491,300 \text{ 千円}}$
平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年平均 = 8.2%	

実質公債費比率は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年平均で 8.2% となっており、早期健全化基準 25% を下回っている。

なお、実質公債費比率の推移は第 3 表のとおりであり、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 か年平均 9.3% に比べ 1.1 ポイント低下している。単年度の比率については、平成 29 年度が 6.04107% となっており、前年度 9.61194% に比べ 3.57087 ポイント低下している。

第 3 表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
26年度 (単年度)	9.50188%
27年度 (単年度)	9.03414%
28年度 (単年度)	9.61194%
29年度 (単年度)	6.04107%
実質公債費比率 (26年度～28年度の3か年平均)	9.3%
実質公債費比率 (27年度～29年度の3か年平均)	8.2%
早期健全化基準	25%

(4) 将来負担比率

(将来負担比率) 101.1% =	1,099,934,395 千円	858,540,647 千円
	(将来負担額)	－ (充当可能財源等)
	<small>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</small>	
	(標準財政規模)	－ (
	274,096,100 千円	35,491,300 千円

将来負担比率は 101.1%となっており、前年度 108.5%に比べ 7.4 ポイント低下し、早期健全化基準 400%を下回っている。

なお、将来負担額の内訳及び対前年度比較は第 4－1 表、充当可能財源等の内訳及び対前年度比較は第 4－2 表のとおりである。

将来負担額は 1,099,934,395 千円であり、前年度 1,074,404,609 千円に比べ 25,529,786 千円増加している。これは、公営企業債等繰入見込額、債務負担行為に基づく支出予定額が減少したものの、退職手当負担見込額、地方債の現在高が増加したこと等による。

一方、充当可能財源等は 858,540,647 千円であり、前年度 854,970,803 千円に比べ、3,569,844 千円増加している。これは、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したものの、充当可能基金、充当可能特定歳入が増加したことによる。

第4－1表(将来負担額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	28年度		29年度		増 減
	金 額	全体に占める割合	金 額	全体に占める割合	
地方債の現在高	869,812,336	81.0%	875,098,408	79.6%	5,286,072
債務負担行為に基づく支出予定額	22,036,432	2.1%	19,741,463	1.8%	△ 2,294,969
公営企業債等繰入見込額	124,532,030	11.6%	111,364,555	10.1%	△ 13,167,475
組合負担等見込額	0	0.0%	0	0.0%	0
退職手当負担見込額	57,774,400	5.4%	93,339,115	8.5%	35,564,715
設立法人の負債額等負担見込額	249,411	0.0%	390,854	0.0%	141,443
連結実質赤字額	-	-	-	-	-
組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-
合 計	1,074,404,609	100.0%	1,099,934,395	100.0%	25,529,786

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	28年度	29年度	増 減
充当可能基金	224,457,152	229,665,887	5,208,735
充当可能特定歳入	129,784,763	131,054,106	1,269,343
(うち都市計画税)	(85,030,005)	(86,061,111)	(1,031,106)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	500,728,888	497,820,654	△2,908,234
合 計	854,970,803	858,540,647	3,569,844

平成 29 年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

第 1 審 査 の 対 象

平成 29 年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審 査 の 期 間

平成 30 年 7 月 2 日から同年 8 月 20 日まで

第 3 審 査 の 方 法

審査は、各事業の資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取等の方法により実施した。

第 4 審 査 の 結 果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率

事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	20%
自動車運送事業	5.9%	9.4%	
高速鉄道事業	—	—	
水道事業	—	—	
ガス事業	—	—	
病院事業	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	

(注 1) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

(注 2) 平成 28 年度は、地方公営企業の会計制度改正に伴う経過措置により算入猶予額を控除して算出している（中央卸売市場事業を除く）。

第5 資金不足比率の状況

(1) 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	28年度	29年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a + b - c)	△ 10,986,850	△ 10,316,636	670,214
流動負債 (a)	13,886,021	10,074,637	△ 3,811,384
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	24,872,871	20,391,273	△ 4,481,598
事業規模 (B)	23,567,414	23,358,553	△ 208,861
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。
- ・流動資産(c)は、翌年度繰越事業に充当する特定収入を控除している。

(2) 自動車運送事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	28年度	29年度	増減
資金不足額	392,937	634,971	242,034
(A=a + b - c - d)	392,937	634,971	242,034
流動負債 (a)	1,308,852	1,811,665	502,813
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	915,915	1,176,694	260,779
解消可能資金不足額 (d)	0	0	-
事業規模 (B)	6,576,514	6,710,717	134,203
資金不足比率 (A/B×100)	5.9%	9.4%	3.5ポイント
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 634,971$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額(d)を算入している。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。
- ・解消可能資金不足額(d)は、累積償還・償却差額算定方式により算出している。
- ・解消可能資金不足額(d)を控除した結果、資金不足が634,971千円となった。
- ・資金不足額(A)を事業規模(B)で除した資金不足比率は9.4%で、前年度より3.5ポイント上昇しているが、これは会計制度改正に伴う経過措置が前年度で終了したことによるものである。なお、経過措置がなかったとした場合の前年度の資金不足比率は9.5%である。

(3) 高速鉄道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	Δ 9,875,511	Δ 270,194	9,605,317
流動負債 (a)	5,740,232	5,080,040	Δ 660,192
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	4,382,131	5,350,234	968,103
解消可能資金不足額 (d)	11,233,612	-	-
事業規模 (B)	16,196,768	16,890,333	693,565
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
なお、前年度は、 $a + b - c = 1,358,101$ 千円 > 0 となることから、算式は
 $A = a + b - c - d$ となる。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(4) 水道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	Δ 14,435,003	Δ 15,363,165	Δ 928,162
流動負債 (a)	6,084,757	6,673,883	589,126
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	20,519,760	22,037,048	1,517,288
事業規模 (B)	24,652,944	24,777,225	124,281
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(5) ガス事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	Δ 5,243,594	Δ 3,684,532	1,559,062
流動負債 (a)	3,667,567	4,167,367	499,800
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	8,911,161	7,851,899	Δ 1,059,262
事業規模 (B)	30,015,787	32,112,428	2,096,641
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(6) 病院事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	28年度	29年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	Δ 3,921,786	Δ 2,906,956	1,014,830
流動負債 (a)	1,298,020	2,039,873	741,853
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	5,219,806	4,946,829	Δ 272,977
事業規模 (B)	13,998,922	14,546,955	548,033
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債(a)は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	28年度	29年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	0	0	0
歳出額 (a)	2,595,011	3,668,130	1,073,119
算入地方債現在高 (b)	50,000	50,000	0
歳入額 (c)	2,595,011	3,668,130	1,073,119
解消可能資金不足額 (d)	50,000	50,000	0
事業規模 (B)	1,497,045	1,482,414	△ 14,631
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 50,000$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・歳入額 (c) は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、算入地方債現在高 (b) のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A = 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(参考) 算定式及び用語の説明

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

用語の説明

・資金不足額

(法適用) (流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c) - 解消可能資金不足額 d
※平成 28 年度の算出にあたっては、会計制度改正に伴う経過措置により算入猶予額を控除している。

(法非適用) (歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c) - 解消可能資金不足額 d
※歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

・算入地方債現在高 建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・解消可能資金不足額 次の①～③のいずれかの方法により算定された額に、④又は⑤の地方債の額を加えたもの。

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式 (基礎控除額算定方式とすることも可能)

④ 算入地方債現在高のうち、経常利益がある法適用企業 (又は経常利益に相当する額がある法非適用企業) が起こした地方債の現在高

⑤ 算入地方債現在高のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高

・翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模 (法適用) 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用) 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入額